富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
環境影響評価書に係る知事意見素案

資料２－３

Ｎｏ	項目	知事意見素案	主な意見等
1	全般的事項	**環境影響評価結果の事業者選定への反映** 環境影響評価の内容については、事業者を選定する際の審査基準に適切に反映させること。また、その選定基準及び選定理由並びに採用した環境保全措置の内容及び実施状況を中間報告書に記載すること。	・総合評価方式における価格点、技術点ついては、本組合のホームページで、入札公告という形で公表している。価格点、技術点の両方の合計が一番高かった業者が落札者となるため、環境に関わる点数が非常によくても、そこが落札者となるとは限らない。 ・要求水準書は、準備書を作っている時期から併行して作成し、その中に進行中の環境影響評価の内容を遵守することについて記載している。落札者決定基準については、本組合設立当初から、どういう施設を作りたいか、この地域にあってどういうものを求めたいかということを検討し、12市町村の総意で憲法的なものを作り、それをもとに基準を定めた。例えば環境とか、地域に合ったものなどの重要な事項を一覧表にして、そこを評価する形になっている。（坂本会長）【17】
2	地盤沈下 地形・地質	**地盤沈下評価における不確実性の考慮** 地盤沈下に係る影響評価については不確実性があることから、揚水試験の結果のみでの判断ではなく、地下水の挙動及び圧密沈下などの情報を踏まえて複合的に評価を行うこと。あるいは、不確実性を考慮した慎重な評価とすること。	・地盤沈下については、揚水試験結果のみをもって影響がないと判断するのではなく、地下水の賦存量や水脈の評価手法及びその根拠を明らかにすべき。 ・地盤沈下については、地層構成や地下水挙動の不確実性及び将来の揚水量増加を踏まえ、予測の妥当性について慎重に評価すべき。 ・地盤沈下については、深部地層に関するデータなど根拠となる情報が限定的であることを踏まえ、2日間の揚水試験結果のみをもって影響がないと断定するのではなく、現時点では地盤沈下の可能性は低いと考えられるなど、不確実性を考慮した表現とすべき。（後藤委員）【18】【20】
3	植物	**緑化の目的及び効果の明確化** 緑地、屋上緑化及び壁面緑化については、景観形成に加え、微気象の変化の緩和等にも配慮したものとし、緑地の規模、配置、樹種について具体的に示すこと。	・微気象の変化や二酸化炭素排出量については、予測が困難であることを前提としつつ、緑地配置による影響緩和の考え方を示すとともに、緑地の規模、配置、樹種及び期待する効果を具体的に示すべき。 ・緑地、屋上緑化及び壁面緑化については、景観への配慮だけでなく微気象の緩和等の環境負荷低減効果も考慮し、緑化の規模や配置、植栽する樹木の規格及び将来的に期待する効果を含め、その考え方を具体的に示すべき。（小林（富）委員）【7】【8】
4	動物	**草地性生物の生息環境の維持管理** カヤネズミ等の草地性生物の生息環境の維持管理に当たっては、草刈りを行わない区域、刈草を搬出する区域及び刈草を残置する区域を組み合わせることにより、餌資源となる昆虫類等にも配慮し、多様な生息環境が維持される管理手法について検討すること。	・カヤネズミの生息環境の創出に当たっては、草刈りによる草地管理の必要性を踏まえつつ、餌資源となる昆虫類等への影響も考慮し、裸地エリア、刈草搬出エリア及び刈草残置エリアを組み合わせた管理手法やそのローテーション管理について検討すべき。また、草刈時期についても検討すべき。（北原委員）【11】

Ｎｏ	項目	知事意見素案	主な意見等
5	植物 動物 生態系	**過湿地への影響の回避及び低減** 工事初期段階で改変される過湿地については、その生態系の保全を図るため、事業計画の策定に当たり、専門家の意見を踏まえ、生態系の創出環境への移行が当該過湿地の改変前に完了するよう、必要な工事工程を検討すること。 また、その検討経過及び判断根拠を示すとともに、環境保全措置の実施に際しては、その結果を適切に記録・保存すること。	・湿地環境の存続は困難であるとするのであれば、回避、最小化及び代償について検討した内容並びにその判断根拠を具体的に示すとともに、費用、工期その他事業への影響を含めて説明すべき。 ・性能発注を理由に施工者の判断のみに委ねるのではなく、発注者として環境保全の観点から主体的に検討した内容を示すべき。 ・湿地環境の回避又は最小化が困難であるとするのであれば、その根拠及び検討経過を明らかにするとともに、費用、工期その他事業への影響を含めて具体的に説明すべき。 ・湿地環境の回避及び最小化については、生態系保全の専門家の意見を踏まえながら、事業着手までの期間も含め、可能な限り自然環境を保全するための方策を検討すべき。 ・工事着手までの期間を活用し、湿地環境への通水を継続して棚田環境を維持しながら、生物が創出環境へ段階的に移行できるよう、(コリドーの考え方も踏まえた)環境影響の回避措置について検討すべき。また、当該回避措置については、落札業者とも協議しながら実現可能性を検討すべき。(佐藤委員)【12】【13】【14】【27】 ・工事用道路の設置計画について、南側からの進入ルートを含む代替案の検討状況及び採用しなかった理由を具体的に説明すべき。(芹澤委員)【24】 ・当該湿地は特異な生態系を有する貴重な環境であり、人為的な創出により同等の環境を再現することは困難であることを十分認識した上で、保全方策を検討すべき。 ・現在湿地へ供給されていた水については、構成市町村にも湿地の重要性を伝えながら、湿地環境の維持及び保全の観点から、継続的な通水に向けた取組を検討すべき。 ・湿地へ供給されていた水については、創出環境への利用に加え、気温上昇の抑制、蒸発散の維持及び周辺農地の環境保全等の観点から有効活用を検討すべき。 ・富士山地域の貴重な自然環境を保全した実績を残せるよう積極的に取り組み、その成果が今後の環境保全の参考事例となるよう努めることが望ましい。(小林(富)委員)【29】 ・図面に示された米倉橋について、現在の工事状況及び大型車両の通行可否を確認したい。 ・町道整備により既存の畑地が減少することを踏まえ、生物の生息・利用環境に関する従来の評価との整合性について整理すべき。 ・大型車両の通行ルート及び交通量の想定を明らかにするとともに、町道及び進入路の整備範囲や整備時期について、生物の生息環境への影響の観点から検討すべき。 ・既存湿地への影響を回避又は低減する観点から、スイッチバック方式による進入、コンベアの活用、橋梁の先行整備等を含め、工事用道路の整備方法及び資機材の搬入方法について幅広く検討すべき。 ・工事用道路の整備方法及び資機材の搬入方法について検討した代替案については、その採否及び採用しなかった理由を文書として明らかにすべき。(石井委員)【31】【32】【33】【34】 ・既存の湿地を残すことができず、やむを得ず代替湿地を創出する場合は、その経過及び結果に関するデータや記録を適切に収集・保存し、今後の類似事業における湿地創出手法の検証及び評価に活用できるよう取り組んでほしい。(坂本会長)【35】

Ｎｏ	項目	知事意見素案	主な意見等
6	植物 動物 生態系	**生物の移動経路に関する検討** 　生物の移動経路に関する検討については、対象種ごとの移動能力及び周辺環境の状況を踏まえ、回廊（コリドー）を設置しないとした妥当性を文献や先行事例等の科学的知見に基づき示すこと。	・カヤネズミ、モリアオガエル、モートンイトトンボその他の昆虫類についてコリドーを設置しないとする判断については、移動能力や周辺環境による推測だけでなく、文献や先行事例等の科学的知見を踏まえ、その妥当性を改めて検討すべき。（北原委員）【10】
7	植物 動物 生態系	**創出環境の整備及び保全措置** 　創出環境の整備に当たっては、対象種の生態的特性、生育・生息環境及び生活史を十分踏まえ、その機能が適切に確保されるよう、規模、形状、水深、水管理方法その他必要な環境条件について十分検討し、補正評価書で示すこと。 　また、創出環境には、過湿地に生育する植物等を可能な限り用いることを前提としたうえで、植物等の移植、移動、定着に係る手法について整理し、それらが適切に反映されるよう発注条件等において明確に示すこと。	・専門家の調査により明らかとなった生育環境の特性を踏まえ、生育環境の広さや深さ、水の流し方等を含めた具体的な生育環境の造成方法について検討するとともに、性能発注であっても事業者として必要な考え方や条件を明確に示すべき。（小林（富）委員）【6】 ・造成工事が創出環境整備に先行する中で、重要な動植物を創出環境へどのように移行させるのかについて、誘導、移植及び種子保存等の具体的な方法を示すとともに、その実現可能性を説明すべき。 ・ビオトープの管理方法に示す水深では、夏季の高温時に水生生物の生息環境として十分でないおそれがあるため、全域でなくても30～50cm程度の水深を有する箇所を設けることを検討すべき。（湯本委員）【15】【36】 ・湿地環境の改変に当たっては、植物種等について可能な限り保全に努めるとともに、種子保存等により創出環境への再導入を検討すべき。（北原委員）【23】
8	植物 動物 生態系	**創出環境に係る事後調査** 　創出環境に係る事後調査については、重要種の定着及び生育・生息環境の維持状況を適切に確認するとともに、成功基準が達成されない場合には、その要因を分析し、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討すること。 　また、活着率の低下など、現時点で想定しうる状況については、想定される原因ごとの対応策を、あらかじめ補正評価書へ記載すること。	・重要種の生息・生育及びその生活基盤となる環境の維持を成功基準とし、その達成が確認できるまで事後調査を継続するという考え方は評価できるため、「実行可能な対応措置がないと判断されるまで」とする事後調査の終了条件について、重要種が定着しないまま事後調査を終了することのないよう、その考え方を再検討すべき。（北原委員）【9】
9	景観・風景	**景観に配慮した色彩計画** 　建築物及び煙突の色彩については、単色だけではなく、建屋と煙突で色を変えるなどの組合せも検討に加えること。 　そのうえで季節による周辺景観の変化も考慮し、景観への影響を可能な限り低減するよう検討し、補正評価書に示すこと。	・施設の色彩については、建屋全体を単色で比較するだけでなく、建屋と煙突の色彩の組合せや四季による背景景観の変化を考慮し、年間を通じて周辺景観と調和する色彩を検討すべき。（石井委員）【3】
10	景観・風景	**景観配慮の反映及び評価** 　景観への影響の低減に当たっては、道路利用者等の視点を踏まえたシークエンス景観について、施設の見え方及び圧迫感を考慮し、必要な景観配慮を検討すること。 　また、その内容が適切に反映されるよう発注条件等において明確にするとともに、事業者選定時において適切に評価されるよう努めること。	・シークエンス景観の評価に当たっては、富士山方向へ向かう車両から見た施設の見え方や圧迫感について分析し、特に進行方向に正対して大きく見える壁面について、植栽による修景や壁面の面分割などの景観配慮を検討すべき。また、受注者にはこのような景観配慮を考慮するような発注方式とすべき。 ・景観配慮に関する考え方や事例について、受注者にも十分に共有するとともに、受注者選定時の審査等を通じて確実に反映されるよう担保すべき。（石井委員）【4】【5】